

政治倫理条例第4条及び第6条にかかる例示についての基本的考え方

平成 27 年 3 月 24 日 議会運営委員会確認
令和 3 年 12 月 17 日 議会運営委員会確認
(令和 3 年 12 月 22 日 施行)

(1)

境港市議会政治倫理条例(以下「条例」という。)の制定過程で、地方自治法(以下「法」という。)第 92 条で定める兼職禁止及び法第 92 条の 2 で定める市との間に請負契約をおこなう法人の役員であることの兼業禁止規定との関係も、リストの中にとりこむとの議論もありましたが、これらは法の定めのとおり理解し適用すればよく、改めて例示の必要はないものと考えます。

また、条例第 6 条で定める利害関係のある議員の議事への参与排斥の件に関しても、法第 117 条の規定どおり理解し適用すればよく、改めて例示は必要ないものと考えます。

(2)

改めて判断と合意が必要なのは、条例第 4 条第 1 項に定める「補助金等を受けている団体の長に就任しないよう努める団体」とはどのような団体かの例示であり、以下のとおり解釈するものとします。

- ここでいう「補助金等」とは、たとえばジャズフェスティバルとかビーチバレーなどイベントへの個別的な事業への補助金ではなく、また助成金であるか負担金かなど名称のいかんを問わず、たとえば観光協会の人件費補助、水産振興協会への市費による職員派遣、シルバー人材センターのように基幹的運営費の多くが恒常的に、市等(市と開発公社など市の外郭団体及び県、国)から交付されているものをいい、条例第 4 条第 1 項に定める団体について、指定管理の受託団体・企業も含め、現時点では別表第 1 及び別表第 2 の通りとします。

政治倫理条例第4条第1項にかかる例示についての確認事項

「団体の長に就任しないよう努める」団体の例示

別表第1

指定管理の受託企業および団体

境港市スポーツ協会
(NPO)境港スイミングスクール
(一財)境港市文化振興財団
境港市老人福祉センター管理運営受託協議会
境港医師協会
きさらぎ・さんびる共同企業体

別表第2

団体の人件費あるいは基幹的運営費に多額の補助金等が交付されている団体

(一社)境港観光協会
境港貿易振興会
(一社)境港水産振興協会
米川土地改良区
(福)鳥取県済生会境港総合病院
(福)こうほうえん
境港福祉の店運営委員会
(福)まつぼっくり
(福)境港保育会
(福)晴天会
(福)はまなす会
(有)育成
(学)聖心幼稚園
(学)美哉幼稚園
(株)GRAZIE
(株)エクシオジャパン
境港市ことぶきクラブ連合会
(公社)境港市シルバー人材センター
(福)境港市社会福祉協議会
境港市民生児童委員協議会
境港市自治連合会
単位自治会

なお、掲載した団体は現在時点での事例によるものであって、すべてを例示しているものではありません。